

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会
たすけあい銀行貸付規程

社会福祉法人 宮古市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会たすけあい銀行貸付規程

【目次】

(目的)	1
(定義)	1
(支援の対象)	1
(支援の内容)	2
(資金の貸付)	2
(貸付限度額の認定)	3
(連帯保証人)	3
(貸付の申込)	3
(貸付手続き)	3
(貸付の取消)	3
(支援の開始)	4
(繰上げ償還)	4
(変更の届出)	4
(償還期間の延長)	4
(償還免除)	4
(運営委員会)	4
(費用)	5
(補則)	5
附則	5

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会たすけあい銀行貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮古市社会福祉協議会(以下「法人」という。)が低所得世帯または不時の理由により経済的な不安を抱える世帯(以下「要支援世帯」という。)に対し、資金の貸付(以下「貸付」という。)を行うことにより家計を下支えし、併せて継続的な相談支援やあらゆる社会資源等を活用し、その経済的自立、生活意欲の助長及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことを目的として、社会福祉法人宮古市社会福祉協議会たすけあい銀行(以下「たすけあい銀行」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 要支援世帯

低所得世帯または不時の理由により経済的な不安を抱える世帯で経済的自立を含む生活課題解消のため相談支援を希望する世帯

(2) 総合相談

宮古市社会福祉協議会が設置する各種相談窓口において日常生活に関する相談を受け付けることをいう。

(3) 貸付上限額

貸付を「通常貸付」及び「短期低額貸付」の2つの区分とし、たすけあい銀行の貸付額の上限をいう。

(4) 通常貸付

経済的自立に向けた相談支援を継続的に行うことを要件として貸付を行うもの

(5) 短期低額貸付

特に一時的な生活費の不足に対し貸付を行うことで経済的安定を支援するもの

(支援の対象)

第3条 支援の対象は、法人が設置する総合相談を受けた世帯が抱える経済的課題等に対し、その解消を図るため次の各号に該当すると認められる世帯の世帯主又は世帯の生計維持者(以下「世帯主等」という。)が支援を希望する世帯とする。

(1) 宮古市に住所及び生活の基盤を有し、経済的課題を有する世帯で、引き続き宮古市で生活することが見込まれる世帯

(2) 連帯保証人、又は宮古市生活困窮者自立支援事業(以下「自立支援事業」という。)の利用を承諾する世帯

(3) 経済的自立等に向けて、償還完了又は自立支援事業による支援を受けるまで、相談支援を継続して受けられる世帯

(4) 資金の貸付手続きの際、世帯の家計状況を申告できる世帯

(5) 生活保護法の適用を受けない世帯

2 第1項による相談支援が、要支援世帯の都合や償還完了が見込めない場合には、自立支援事業を利用するものとし、資金の貸付手続きの際、あらかじめ自立支援事業の利用に同

意するものとする。

- 3 第2条第1項第5号の短期低額貸付を希望する場合には、同条第1項第2号の取り扱いを適用しないものとする。

(支援の内容)

- 第4条 第3条第1項により支援を希望する世帯に対する支援の内容は次のとおりとし、必要に応じ自立支援事業等を利用するものとする。

- (1) 支援の受付、状況等の把握
- (2) 状況の確認・整理、支援内容の
- (3) 必要な支援の申込み
- (4) 定期訪問、必要な支援等
- (5) 計画見直しの支援等

- 2 初回相談時に経済的困窮等が逼迫している世帯に対しては、自立支援事業等と連携し、緊急に食料等の支援を行うものとする。

- 3 生活保護の適用を受けるなど、つなぎ資金の貸付を希望する世帯に対しては、第1項の適用を除外する。

- 4 第1項の支援が地域の協力により進められるよう、要支援世帯の支援情報を該当地区の担当民生委員に提供することを同意するものとする。

(資金の貸付)

- 第5条 前条第1項第1号及び第2号の手続きにおいて経済的自立への支援が必要な場合には、次の区分及び要支援世帯の家計の状況に応じた貸付限度額により資金の貸付（以下「貸付」という。）を無利子で行うことができるものとする。

(1) 通常貸付

- ・貸付上限額を100,000円とする。
- ・据置き期間を貸付日の翌月から2か月以内とする。ただし、貸付日が月末の場合は据置き期間を貸付日の翌々月からとする。
- ・償還方法は、一括払い又は月賦払いとし、償還期間は20回以内とする。

(2) 短期低額貸付

- ・貸付上限額を30,000円とする。
- ・据置き期間を通常貸付と同様とする。
- ・償還方法は、一括払い又は月賦払いとし、償還期間は10回以内とする。

- 2 前項に関わらず、貸付から2か月以内に一括償還可能な手立てがあり、その証を添付して貸付申請が可能な次の世帯に対し、つなぎ資金として収入の1月分にあたる額を限度に貸付を行うことができるものとする。

- (1) 生活保護を受けることが決定し、福祉事務所長の貸付承認を受けることができる世帯
- (2) 失業保険の支給が決定し、その証明書の写しを提出することができる世帯
- (3) 生命保険等一時金の支給が決定し、その証明書の写しを提出することができる世帯
- (4) その他、一括償還可能と会長が認める世帯

(貸付限度額の認定)

第6条 貸付により要支援世帯の経済的自立を妨げないよう貸付上限額の範囲内で、月々の世帯の家計の中から安定して償還に充てられる額を認定し、次のとおり貸付限度額を設定する。

(1) 償還月額

- ・生計を共にする世帯全員の毎月又は定期的に得られる収入の平均月額から支出の平均月額を差し引き、臨時の生活費等の支出が発生しても家計に残る額

(2) 貸付限度額

- ・償還月額に償還期間を乗じて得た額

(連帯保証人)

第7条 第5条第1項第1号による資金の貸付を申請するにあたっては、連帯保証人(以下「保証人」という。)を立てるものとし、貸付を受けようとする世帯主等(以下「借受世帯」という。)の償還状況に応じて、償還計画の見直し等についても関わりを持つものとする。

2 保証人は原則として宮古市内に住所を有し、現に就労している者とする。

3 前項による保証人を立てることが困難な場合には、次の証明書を提出することにより、市外に住所を有するものを保証人とするができる。

(1) 所得証明書

(2) 住民票

(3) 印鑑登録証明書

4 保証人は第2条第1項第2号による要支援世帯と生活単位を別にする者とする。

5 貸付における要支援世帯または保証人となっていない者とし、年齢が65歳以下とする。

6 前各項に関わらず、要支援世帯の借受人に成年後見人等が選任されている場合には、連帯保証人に代えるものとする。

(貸付の申込)

第8条 借受世帯は、たすけあい銀行資金貸付申込書(以下「貸付申込書」という。)(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(貸付手続き)

第9条 会長は、前条の申し込みがあった場合は、貸付申込書記載事項及び添付書類等を確認し、不備がないことを確認し申込書を受理する。

2 会長は資金の貸付手続きの際、借用書、支援承諾書(償還不履行時支援変更等承諾を含む)等の提出を受け借受世帯に貸付を行うものとする。

(貸付の取消)

第10条 会長は、前条による借受世帯が次の各号の1に該当するときは、貸付の取消をすることができるものとする。

(1) 貸付金を目的外に使用したとき、又は、その疑いがあるとき。

(2) 申込内容に偽りが認められたとき。

(3) 貸付の必要が消滅したとき。

(4) その他、この規程に違反したとき。

(支援の開始)

第11条 第7条の貸付手続き完了をもって借受世帯への支援を開始し、償還完了まで次のとおり担当民生委員への情報提供及び連携し、継続的に支援を行なうものとする。

(1) 通常時

- ・据置き期間満了時(償還開始前)世帯状況の把握
- ・償還開始6か月後に利用調査を行う。

(2) 滞納時

- ・償還計画より1月から2月の遅れが見られる場合には電話または訪問にて世帯状況の把握を行う。
- ・償還計画より3か月の遅れがみられる場合には、連帯保証人とともに償還計画見直しのため面接を行う。
- ・償還計画より6か月以上の遅れがみられる場合には、生活困窮者自立支援事業の利用を干渉する。

2 前各号に関わらず、支援を継続しても償還完了の見込みが立たない場合、借受世帯の都合により支援を拒む、又は連絡等を無視するなどの行為が見られる場合には、生活困窮者自立支援事業に情報を提供するものとする。

(繰上げ償還)

第12条 生活資金等に余裕が生じ、償還計画等の見直しにより繰り上げて償還が見込める場合、会長は貸付の一部又は全部を繰上げて償還することができるものとする。

(変更の届出)

第13条 借受世帯又は連帯保証人が次の各号の一つに該当するときは、当該借受世帯又は連帯保証人は、速やかに会長に届け出るものとする。

- (1) 住所を変更したとき
- (2) 改名又は改姓したとき
- (3) 生活保護法の保護を受けたとき
- (4) 死亡又は所在不明となったとき
- (5) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき

(償還期間の延長)

第14条 借受世帯の償還が遅延又は遅れる恐れがある場合で償還計画を見直すことにより経済的自立につながると会長が認めた場合には、償還期間を延長することができるものとする。

(償還免除)

第15条 借受世帯の世帯主等が災害や事故及び病気等で重度の障害により生計を維持することが困難で、貸付金を免除することで経済的自立を維持することができる場合、又は、借受世帯の世帯主等及び連帯保証人の双方が死亡又は行方不明となって5年が経過した場合、未償還額の返済を免除することができるものとする。

(運営委員会)

第16条 たすけあい銀行の適正な貸付及び運営を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、19人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから会長が任命する。

- (1) 行政関係者
- (2) 宮古市社会福祉協議会役員
- (3) 民生委員地区会長

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

5 運営委員会の任務を次のとおりとする。

- (1) たすけあい銀行要支援世帯利用状況
- (2) たすけあい銀行規程の改廃の審議
- (3) 償還期間の延長及び免除に関すること。
- (4) その他、たすけあい銀行運営に関すること

6 運営委員会は、会長がこれを招集する。

(費用)

第17条 運営委員会に要する経費は、法人の負担とする。

2 委員の費用弁償の額は、次に定める額とする。

1回 2,000円

(補則)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 平成27年3月31日までの間、借受中の世帯については、平成27年4月1日施行の規程に引き継ぐものとし、第9条各項の適用について同意を得るものとする。

2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

たすけあい銀行借用申込書

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会
 会長 様

下記のとおりたすけあい銀行の借入を申請いたします。

【申請日】平成 年 月 日

申込金額	一 金 円 也				
申 込 人	現住所			電話番号	-
	氏名	印		生年月日	(年 月 日)
	職業				
	勤務先			電話番号	-
借入理由					
世帯構成					
氏名	続柄	年齢	職業・勤務先	月収	備考
過去に本資金の借入	無 ・ 有		年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

申込内容を了承するとともに、連帯保証人として借受人と同等の立場で申し込みいたします。

連帯保証人 ※本人以外の 代筆不可	氏名	印		生年月日	(年 月 日)	
	現住所			自宅電話	-	
	勤務先			勤務先電話	-	
	申込人との続柄	月収	円	勤務年数	年	世帯人数

連帯保証人 確認	月日	年 月 日	方法	電話 来所 訪問	その他 ()	確認者	
-------------	----	-------	----	----------	---------	-----	--

審査結果

- 貸付承認 (貸付金額 円)
- 貸付不可 (理由:)

(裏)

民 生 委 員 意 見	1 家族の状況
	2 生活の状況
	3 貸付についての意見
	上記のとおり意見を申し添えます。 平成 年 月 日
	住所 民生委員 氏名
	印
備考欄	

償 還 金 台 帳

	償還年月日	償還額	残 額	係印		償還年月日	償還額	残 額	係印
1					6				
2					7				
3					8				
4					9				
5					10				

貸付No.	—
完了No.	—

借 用 証 書

一金

円也

上記金額をたすけあい銀行から借受け、受け取りました。
つきましては、下記償還期間を厳守して、期限までに必ず返済
いたします。

記

償還期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

回償還とし、毎月 円ずつ月末までに、社会福祉協議会へ支払います

平成 年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名

印

生年月日

上記について、借受人と連帯して償還いたします。

連帯保証人 住 所

氏 名

印

生年月日

借受人との関係

社会福祉法人
宮古市社会福祉協議会
会長

殿